

別紙第 2

勸 告

本委員会は、別紙第 1 の報告に基づき、次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例（昭和32年宮城県条例第29号）、義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和46年宮城県条例第47号）、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第 9 号）及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第10号）を改正することを勧告する。

I 令和 7 年 4 月の民間給与との比較に基づく給与改定等のための関係条例の改正

1 職員の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 期末手当及び勤勉手当

(ア) 令和 7 年12月期の支給割合

a b 以外の職員

期末手当の支給割合を1.275月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.725月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.525月分）とすること。

b 特定幹部職員

期末手当の支給割合を1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.625月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.275月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.625月分）とすること。

(イ) 令和 8 年 6 月期以降の支給割合

a b 以外の職員

6 月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2625月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.7125月分）とし、6 月及

び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.5125月分）とすること。

b 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.6125月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.2625月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.6125月分）とすること。

イ 初任給調整手当

(ア) 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を417,600円とすること。

(イ) 医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を52,100円とすること。

(ウ) 獣医学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を53,400円とすること。

ウ 地域手当

(ア) 地域手当の支給割合を、次の表に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とすること。

地域の区分		割合
1 級地	東京都千代田区	100分の20
2 級地	大阪市	100分の16
3 級地	名古屋市	100分の12
4 級地	仙台市	100分の5.5
5 級地	多賀城市	100分の2
6 級地	仙台市及び多賀城市を除く宮城県内の地域	100分の1.5

(イ) 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における支給割合は、(ア)にかかわらず、3級地は100分の13とする。

エ 通勤手当

(ア) 令和7年4月1日以降の措置内容

交通用具使用者のうち、普通自動車等以外の自動車等を使用する職員に対す

る支給月額を38,700円とすること。

(イ) 令和8年4月1日以降の措置内容

- a 交通用具使用者のうち、普通自動車等を使用する職員に対する支給月額の限度を70,700円とすること。
- b 交通用具使用者又は交通機関等と交通用具の併用者のうち、自動車の駐車のための施設等で人事委員会規則で定めるものを利用し、その料金を負担することを常例とする職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）に対し、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの料金に相当する額として人事委員会規則で定める額を支給すること。
- c 1箇月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、交通用具に係る通勤手当の額、新幹線鉄道等に係る通勤手当の額及び駐車に係る通勤手当の額を合算した額の限度を150,000円とすること。

オ 特勤手当に準ずる手当

新たに給料表の適用を受ける職員となり特勤公署又は準特勤公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員に対し、特勤手当に準ずる手当を支給すること。

カ 宿日直手当

勤務1回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は4,700円、医師又は歯科医師の宿日直勤務は22,500円、人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務は7,700円とすること。

キ 在宅勤務等手当

(ア) 新たに在宅勤務等手当を設け、住居その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める場所において、人事委員会規則で定める期間以上継続して1箇月当たり10日を超えて正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他の人事委員会規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを命ぜられた職員に対して支給すること。

(イ) 在宅勤務等手当の支給月額は、3,000円とすること。

(ウ) 在宅勤務等手当を支給される職員については、通勤手当に関し所要の措置を講ずること。

2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当

ア 令和7年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を0.975月分とし、勤勉手当の支給割合を0.9月分とすること。

イ 令和8年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.9625月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.8875月分とすること。

3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 期末手当

ア 令和7年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.775月分とすること。

イ 令和8年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.75月分とすること。

Ⅱ 教育職員の給与に係る関係条例の改正

1 職員の給与に関する条例の改正

(1) 教育職給料表(1)の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員は、教育職給料表(1)の額に11,500円を、同じく4級である職員は、3,800円をそれぞれ加算すること。

(2) 教育職給料表(2)の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員は、教育職給料表(2)の額に11,500円を、同じく4級である職員は、4,000円をそれぞれ加算すること。

2 義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の改正

教職調整額の支給月額を、給料月額（職員の給与に関する条例附則第35項、第40項又は第41項の規定による額の支給を受ける職員にあっては、当該支給に係る額）の100分の10に相当する額とすること。

Ⅲ 改定の実施時期等

1 改定の実施時期

この改定は、令和7年4月1日から実施すること。ただし、Ⅰの1の(2)のアの(ア)、2の(2)のア及び3の(2)のアについては令和7年12月1日から、Ⅱについては令和8年1月1日から、Ⅰの1の(2)のアの(イ)、ウ、エの(イ)及びキ、2の(2)のイ並びに3の(2)のイについては令和8年4月1日から実施すること。

2 経過措置等

(1) 特地勤務手当に準ずる手当の支給に関する経過措置

Ⅰの1の(2)のオの改定に伴い、特地勤務手当に準ずる手当の支給に関し所要の措置を講ずること。

(2) 教職調整額の支給に関する特例措置

ア 令和8年1月1日から令和8年12月31日までの間における教職調整額の支給月額については、Ⅱの2中「100分の10」とあるのは、「100分の5」とすること。

イ 令和9年1月1日から令和9年12月31日までの間における教職調整額の支給月額については、Ⅱの2中「100分の10」とあるのは、「100分の6」とすること。

ウ 令和10年1月1日から令和10年12月31日までの間における教職調整額の支給月額については、Ⅱの2中「100分の10」とあるのは、「100分の7」とすること。

エ 令和11年1月1日から令和11年12月31日までの間における教職調整額の支給月額については、Ⅱの2中「100分の10」とあるのは、「100分の8」とすること。

オ 令和12年1月1日から令和12年12月31日までの間における教職調整額の支給月額については、Ⅱの2中「100分の10」とあるのは、「100分の9」とすること。

(3) その他所要の措置

(1)及び(2)に掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。